

# 北海道企業誘致推進会議規約

## (名称)

第1条 本会議は、北海道企業誘致推進会議と称する。

## (目的)

第2条 北海道企業誘致推進会議（以下「本会」という。）は、本道の工業の振興と経済の国際化に寄与するため、国内外の企業の本道への誘致を推進することを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外の企業の誘致に関する事業
- (2) 企業誘致に関する調査及び研究
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## (構成)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する機関、団体等をもって構成する。

## (代表、委員及び監事)

第5条 本会に、代表、委員及び監事を置く。

- 2 代表は、北海道知事とする。
- 3 委員は、推進会議を構成する機関、団体等（以下「構成機関」という。）を代表する者とする。
- 4 監事は2名とし、委員の中から総会において選任する。

## (監事の任期)

第6条 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中において異動等があった場合は、当該者の後任の者が就任するものとする。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

## (職務)

第7条 代表は、本会を代表し、会務を総理する。ただし、本会と北海道との間における約定の取り交わし等の場合においては、あらかじめ代表が指名する委員が本会を代表する。

- 2 代表に事故あるときは、あらかじめ代表が指名する委員がその職務を行う。
- 3 監事は、本会の経理を監査し、総会においてその結果を報告する。

## (総会)

第8条 総会は、代表及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、代表が招集し、主宰する。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改廃
  - (2) 事業計画及び収支予算
  - (3) 事業報告及び収支決算
  - (4) 監事の選任
  - (5) その他重要な事項で代表が必要と認めるもの
- 4 総会は、年1回開催する。ただし、代表が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。

5 代表は、必要があると認めるときは、書面による総会を開催することができる。

#### (幹事会)

第9条 本会に幹事会を置く。

2 幹事会は、本会の事業の執行にあたり必要な事項を協議する。

3 幹事会に幹事長を置き、北海道経済部産業振興局長をもって充てる。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、主宰する。

5 幹事は、委員が指定する構成機関の職員に代表が委嘱する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、書面による幹事会を開催することができる。

#### (部会)

第10条 代表は、本会の事業の推進にあたって特に必要と認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会の構成及び運営については、幹事会の意見を聞いて代表が定める。

#### (会議の運営)

第11条 総会、幹事会、部会その他の会議（次条において単に「会議」という。）は、構成機関の半数以上の出席を得て開会し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は主宰者の決するところによる。

#### (代理人又は書面による表決)

第12条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員又は幹事は、代理人をもって議決権を行使することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委員又は幹事は、書面により議決権を行使することができる。

(1) 会議が書面により開催することとされた場合

(2) やむを得ない理由により会議に出席できない場合

3 前条の規定の適用については、前2項の規定により議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。

#### (事務局)

第13条 本会の事務局を北海道経済部産業振興局産業振興課に置く。

2 事務局の組織、運営等に関する事項は、代表が定める。

#### (会計)

第14条 本会の経費は、構成機関の負担金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

#### (補則)

第15条 この規約に定めるもののほか本会の運営に関し必要な事項は、幹事会の意見を聞いて代表が定める。

#### 附 則

1 この規約は、平成4年4月14日から施行する。

2 第13条第2項の規定にかかわらず、平成4年度の会計年度の始期は、平成4年4月14日とする。

附 則

この規約は、平成9年7月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年10月2日から施行する。